

# 旭川市民ギャラリー利用者募集のご案内

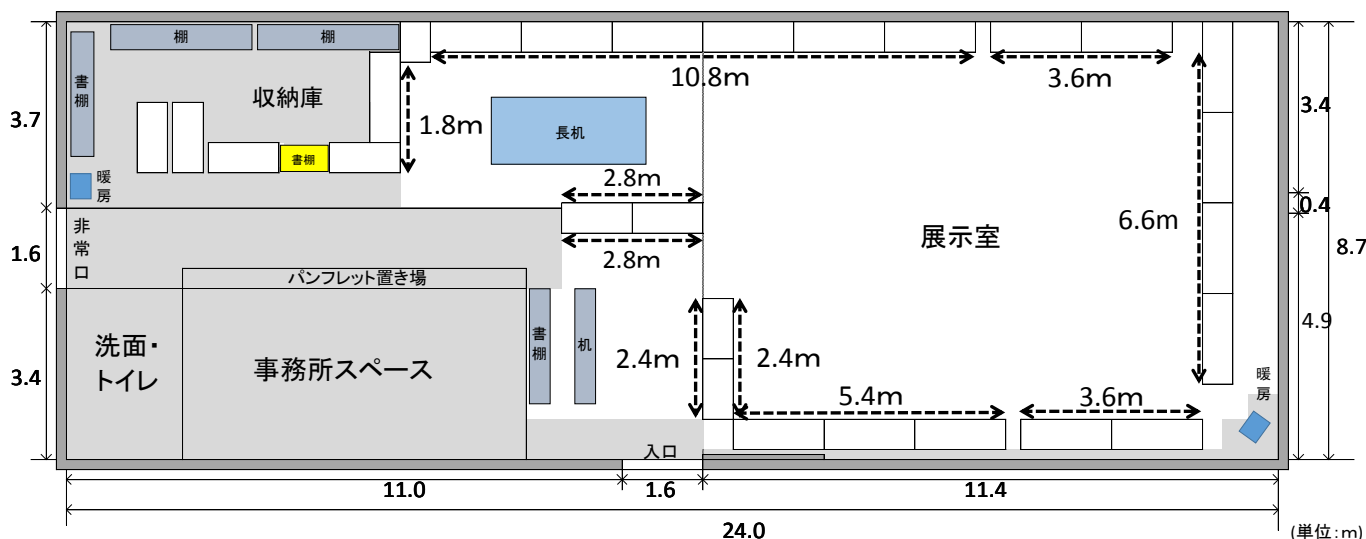
## (令和5年度上期の利用について)

旭川市民ギャラリーは、文化団体や市民活動団体、学生や市民の方々の様々な作品展示に、気軽に御利用いただける施設です。令和5年度上期の利用者を募集しますので、ぜひ御活用ください。

### ◆旭川市民ギャラリーの概要

場 所：旭川市宮下通11丁目 上川倉庫蔵囲夢内

- 展示室は、面積約100㎡、壁面有効長約43m、天井高約3.8mです。壁面はレンガ造ですが、内側に展示用パネル（ピクチャーレール付き、高さ約3m（一部2.1m））を設置しており、天井には移動可能なスポットライト（高さ約3.5m）が取り付けられています。また、展示用の備品等も用意しています。詳細はお問い合わせください。



※パネルを移動して、展示室のレイアウトを変更できます。

### ◆市民ギャラリーの一般利用期間など

利用対象期間：令和5年3月28日(火)から9月25日(月)まで

ただし、令和5年6月12日(月)から6月26日(月)の期間は旭川市の共催事業を実施する予定であるため対象外です。

また、施設管理上必要な場合や、旭川市又は旭川市教育委員会が利用する場合は、利用できない場合があります。

利用単位：原則として、火曜日から翌週月曜日までの1週間単位で最大2週間まで御利用いただけます。

利用時間：午前10時から午後5時まで（搬入・搬出の時間を含みます）

## ◆利用内容

- 利用の内容：・旭川市内外で活動する文化団体や市民活動団体、学校及び個人の方が作品展示等を行う場合に利用できます。（絵画、彫刻、書道、陶芸、写真、生け花、手芸など）
- ・展示発表・鑑賞以外の目的（講演会・コンサート等での利用はできません。また、営利行為に繋がる販売を目的とした作品展示はできません。

利用制限：次の場合は、ギャラリーの利用をお断りもしくは利用承認を取消すことがあります。

- \*公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する恐れがあるとき。
- \*営利を目的とした販売行為等につながるとき。
- \*宗教上の布教活動や政治活動につながるとき。
- \*管理上支障があるとき。（大きな音や悪臭の発生、室内の汚損、貸出料を支払わないときなど）
- \*「市民ギャラリー利用の注意事項」や、係員の指示を守らないとき。
- \*その他ギャラリーの管理上、特に必要とするとき。

## ◆利用申込みについて

- 申込みの種類： 利用申込みの受付には、一斉受付と随時受付があります。
- 一斉受付は、一定の期間に「利用希望書〈一斉受付用〉」を提出いただき、利用希望日が重なった場合は、抽選で利用者を決定し、「利用申込書」を受付します。なお、一斉受付の利用希望期間は、火曜日から翌週月曜日までの1週間単位のみとします。
- 随時受付は、一斉受付で利用者を決定した後、空いている期間があれば、1週間単位に限らず利用申込みを受付します。

申込み方法： 利用を希望される方は、旭川市民ギャラリー及び旭川市教育委員会文化振興課に備付けの「旭川市民ギャラリー利用希望書〈一斉受付用〉／利用申込書」に必要事項を記入し、旭川市民ギャラリーまで、受付期間内に郵送、FAX又は持参により提出して下さい。

一斉受付期間：令和4年4月1日(金)から7日(木)まで。（郵送は4月7日(木)の消印有効）

随時受付期間：令和4年4月25日(月)から利用期間の1週間前まで。

## ◆貸出料

- ・貸出料は前払いです。利用申込の後に市が発行する「納付書」で、期限までにお支払い下さい。

展示の内容	貸出料
入場料無料の展示	1,900円/日
入場料1,000円未満の展示	3,900円/日
入場料1,000円以上の展示	7,800円/日

※ 備品の使用は無料です。

## ◆受付・お問い合わせ先

- ・利用申込みの受付や市民ギャラリーについては、下記までお問い合わせ下さい。

観覧会場（及び利用申込先）：旭川市民ギャラリー  
〒070-0030 旭川市宮下通11丁目 上川倉庫蔵田夢内  
電話：0166-23-3000 FAX：0166-23-3005  
（電話・FAXは旭川デザイン協議会事務局内にあります。）

事業主催者：  
旭川市教育委員会社会教育部文化振興課 市民ギャラリー担当  
〒070-0036 旭川市6条通8丁目 セントラル旭川ビル7F  
電話：0166-25-7558 FAX：0166-25-8210

